

■民生委員・児童委員制度は平成29年5月に制度設立100周年を迎えます

民生委員・児童委員制度は、生活に困窮する人々を救うため、大正6年(1917年)に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まります。昭和21年の民生委員令公布により、名称が「方面委員」から「民生委員」に改まりました。長年、生活上の課題を抱える人々の支えとなってきたこの制度も、創設から100周年を迎えます。宇美町民生委員・児童委員協議会でも、制度創設100周年を迎えるにあたり、民生委員活動啓発の一つとして、各校区単位でスローガンを決定しました。

- 宇美小校区「健康・福祉のアドバイザーいつも身近に民生委員」
- 宇美東小校区「見守り訪問元気な姿に一安心」
- 原田小校区
「心配ごと困りごと民生委員は貴方の身近なお助けマン!!」
- 桜原小校区「一人で悩まずSOS、何かのお役に立てるかも!」
- 井野小校区「困りごと見つけてつなぐ民生委員」

この5つのスローガンをもとに活動を行っています。
今後も民生委員活動の啓発についてさまざまな活動を予定しています。



■民生委員・児童委員の活動は

民生委員・児童委員を簡単に言うと「福祉に関することを知っているご近所さん」です。地域の見守り役として定期的な訪問を通じ、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守り、声掛け、地域の実態の日常的把握、福祉制度やサービスの適切な情報提供など、多岐に渡る活動を行っています。専門的な知識や技能・資格を持ち合わせているわけではありませんが、相談内容に応じて、必要な支援を受けられる専門機関などにつなぎ、課題が解決するように寄り添います。そのため、行政や社会福祉協議会、保健所、学校(PTA)など、さまざまな専門機関と連携しています。

困ったときは
民生委員・児童委員に
相談してください

民生委員・児童委員は、心配ごとを解決するためのお手伝いをします。生活上の不安や福祉サービスのこと、子育てや介護、ご近所さんの気になることなど、ひとりで悩まないで、「誰かに話してみたい」と思ったら、気軽に相談してください。また、民生委員・児童委員には**守秘義務**があります。つまり、民生委員・児童委員が職務上知り得た情報を、他の人に漏らすことはありません。安心してご相談ください。

主な相談内容

- 高齢のひとり暮らしで何かあった時に不安
- 介護保険はどうやって使うの
- 福祉サービスを申請したいけど、どこに相談していいかわからない
- 最近、ご近所さんの姿を見かけない
- 子育てのことで相談できる人がいない
- ご近所の怒鳴り声と子どもの泣き声がすごい など

※地区の民生委員・児童委員がわからない場合はお問い合わせください。

問い合わせ

福祉課 福祉係 ☎934-2278

～私たちの町の相談役～ こんにちは 民生委員・児童委員です

私たちの町に民生委員・児童委員と呼ばれる方がいるのをご存知ですか？

暮らしのなかで生じるさまざまな問題や悩みが、家族や当事者などで解決できないような時は地域の皆さんの身近な相談相手として、また、問題を解決する機関へとつなぐ「パイプ役」として必要な支援を行っています。

今回の特集は、民生委員・児童委員の役割や、活動の様子などを紹介します。



■民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、地域から推薦され、町の審査を経て、福岡県が審査し、厚生労働大臣により委嘱されます。宇美町には現在39人(定数43人)の民生委員・児童委員がいて、地域を大切にしたいという思いのもと、皆さんのそばで活動しています。また、委員のうち2人は、主任児童委員として、子どもや子育てに関する支援を専門に担当しています。

■12月には、3年に一度の一斉改選が行われました

本年12月には、全国の市町村で民生委員・児童委員の一斉改選が行われました。宇美町でも一斉改選を行ない、13人の委員の方々が退任されました。長きに渡る活動、ありがとうございました。また、12月1日(木)には、民生委員・児童委員委嘱状伝達式を行い、再任の29人と新任の10人の方々が新たに委嘱状の交付を受けられました。新体制の39人で、地域住民から信頼される委員として活動しますのでご理解とご協力をお願いします。

